# 釧路総合振興局管内等における野鳥監視重点区域の解除について

令和４年(2022 年)12 月 22 日（木）

＜概　　要＞

○　釧路市で 11 月 20 日に回収された衰弱野鳥（タンチョウ）及び浦幌町で 11 月 23 日に回収された死亡野鳥（オジロワシ）からＡ型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い、環境省が指定した一部が重複する２か所の野鳥監視重点区域（各回収地点から半径 10 ㎞以内）は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、12 月 21 日（水）24 時に解除※されました。

※　環境省では野鳥監視重点区域を指定後、当該死亡野鳥の回収日の次の日を１日目として 28 日目の 24 時に解除するとしております。

〈道の今後の対応〉

○　国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル３」（最高レベル）とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。

＜本件に関する問い合わせ先＞
環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（担当者：車田）
ＴＥＬ：011-231-4111（内線 24-384）ダイヤルイン:011-204-5205